

### 処断刑の上限に近い刑が宣告された自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
1	自動車運転過失致死	懲役7年 (懲役・禁錮7年)	6名	—	てんかんの疾病を有して投薬治療を受けており、てんかんの発作により意識を喪失して人身事故や物損事故を起こした経験があり、医師から運転をしないよう指導されていた上、てんかん発作の予兆を感じていたにもかかわらず、大型特殊自動車の運転を開始し、その後、時速約40キロメートルで進行中、てんかんの発作が起きて意識を喪失し、自車を右前方に逸走させ、歩道上を歩行していた被害者らに衝突させた
2	自動車運転過失致死傷	禁錮7年 (懲役・禁錮7年)	4名	2名	中型貨物自動車を運転して高速道路を進行中、眠気を催し、前方注視が困難な状態になったにもかかわらず、直ちに運転を中止せず、時速約90キロメートルで運転を継続し、仮睡状態に陥り、道路の補修工事のため交通が規制されていた走行車線に自車を進入させ、作業員4名に衝突させるとともに、作業員2名に飛散させた物を命中させるなどした
3	自動車運転過失致死	禁錮6年 (懲役・禁錮7年)	3名	—	普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が50キロメートル毎時と指定されていた上、右方にゆるやかに湾曲した道路であったにもかかわらず、時速約90ないし100キロメートルの速度で進行した上、進路前方に交差点を認めて安易にブレーキ操作を行い、自車後部が左方向に振られてガードレールに衝突する危険を感じ、左に急転把して自車を左前方に滑走させ、道路左側の住宅敷地内に進出させ、敷地内にいた被害者3名に衝突させた
4	自動車運転過失致死傷	禁錮6年 (懲役・禁錮7年)	3名	6名	大型貨物自動車を運転して時速約50キロメートルで進行するに当たり、普通乗用自動車らに追従して進行していたにもかかわらず、携帯電話機で通話するため、自車を停止させる場所を探すうちに脇見し、先行する普通乗用自動車らの動静を注視せず、進路の安全を確認しないまま、前記速度で進行し、進路前方を走行する普通乗用自動車ら3台に玉突き衝突させるなどした
5	自動車運転過失致死傷	禁錮5年4月 (懲役・禁錮7年)	3名	6名	中型貨物自動車を運転して高速道路を進行中、連日の勤務による疲労のため眠気を覚え、前方注視が困難な状態になったにもかかわらず、運転を継続し、仮睡状態に陥り、時速約80ないし90キロメートルで進行させ、渋滞のため前方に停止中の車両4台に自車を衝突させた
6	自動車運転過失致死傷	懲役5年 (懲役・禁錮7年)	2名	1名	普通乗用自動車を運転して交差点を信号機に従い直進するに当たり、最高速度が50キロメートル毎時と指定されていたにもかかわらず、時速約135ないし150キロメートルの速度で進行し、信号表示に従って対向右折してきた普通乗用自動車に衝突させた

処断刑の上限に近い刑が宣告された自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
7	自動車運転過失致死傷	禁錮5年 (懲役・禁錮7年)	2名	1名	大型貨物自動車を運転し、自車の前方を同方向へ進行中の普通乗用自動車に時速約50キロメートルで追従するに当たり、道路が左右に湾曲して見通しが悪く、傾斜の強い下り坂であった上、自車には危険物であるテトラヒドロフランを入れたドラム缶等を過積載しており、急激なブレーキ操作によってはドラム缶の転倒や引火、落下等のおそれがあったにもかかわらず、適宜速度の調節をせず、前記速度で進行した上、道路進行方向右側の山の斜面に視線を向けて先行車の動静を注意せず、2台前の普通乗用自動車が信号に従って停止しようとしているのを認めたが、前記危険物を入れたドラム缶が倒れることなどを恐れ、道路左側に設置されたコンクリート側壁に自車を接触させて減速・停止させようとして、ほとんどブレーキ操作をせず、先行する2台の普通乗用自動車に玉突き衝突させた
8	自動車運転過失致死傷	禁錮5年 (懲役・禁錮7年)	3名	2名	中型貨物自動車を運転して進行するに当たり、道路が左に湾曲していたにもかかわらず、車内に落ちていた書類に脇見し、前方左右を注視せず、ハンドルを的確に操作しないまま時速約50キロメートルで進行し、自車を対向車線上に進出させ、対向車線を進行してきた普通貨物自動車に衝突させた
9	自動車運転過失致死傷	禁錮4年6月 (懲役・禁錮7年)	2名	4名	普通貨物自動車を運転して高速道路を時速約88キロメートルで進行中、前方を注視せず、進路の安全確認不十分のまま、前記速度で進行し、進路前方で渋滞のため停止しようとしていた普通乗用自動車等合計5台に自車を玉突き衝突させた
10	自動車運転過失致死傷	禁錮4年6月 (懲役・禁錮7年)	2名	3名	中型貨物自動車を運転して交差点を直進するに当たり、対面信号機の信号表示が青色から黄色に変わるのを認めたにもかかわらず、信号表示に従って減速した先行車両を回避するため進路変更した上、信号機が赤色及び右折可を示す青色矢印灯火信号を表示しているのを看過したまま時速約84キロメートルで進行し、対向車線から右折可を示す青色矢印の灯火信号に従って交差点内を右折進行してきた普通乗用自動車に自車を衝突させた
11	自動車運転過失致死	禁錮4年6月 (懲役・禁錮7年)	3名	—	大型貨物自動車を運転して高速道路を時速約94キロメートルで進行中、睡眠不足と長距離運転による疲労のため眠気を覚え、前方注視が困難な状態になったにもかかわらず、運転を継続し、仮眠状態に陥り、自車前方を同一方向に進行中の普通自動二輪車2台に自車を衝突させた
12	自動車運転過失致死	禁錮4年4月 (懲役・禁錮7年)	3名	—	大型貨物自動車を運転して高速道路を走行中、睡眠不足から強い眠気を催し前方注視が困難な状態になったにもかかわらず、直ちに運転を中止せず、運転を継続し、時速約70ないし80キロメートルで進行していた際に仮眠状態に陥り、路肩に車両を止めてパンクしたタイヤの交換や交通整理に当たっていた被害者3名に自車を衝突させた

### 処断刑の上限に近い刑が宣告された自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
13	自動車運転過失致死傷	禁錮4年以上 5年以下 (懲役・禁錮7年)	3名	1名	普通乗用自動車を運転して交差点を時速約70キロメートルで直進するに当たり、信号機が赤色又は黄色の灯火表示をしていたのを看過して、前記速度で進行し、信号機が赤色の灯火信号を表示する状態になっていた交差点内に進入して、対向車線から信号に従って右折進行してきた普通乗用自動車を右前方に認め、左に急転把したが間に合わず、同車に自車を衝突させた上、進路左斜め前方の歩道上に逸走させ、歩道上で信号待ちのため立っていた被害者3名に衝突させるなどした
14	自動車運転過失致死傷	懲役3年6月以上 5年以下 (懲役・禁錮7年)	1名	3名	普通乗用自動車を運転して高速道路を進行するに当たり、最高速度が時速80キロメートルと指定されていたにもかかわらず、周囲の景色等を脇見し、前方注視及び進路の安全確認をしないで、時速約125ないし145キロメートルで進行し、進路前方を同一方向に進行していた車両との衝突を避けるため右片手のみの操作でハンドルを右に切るとともに急ブレーキをかけ、自車を右前方に暴走させて中央分離帯のガードレールに衝突させ、同乗していた被害者3名を車外に放出させた
15	自動車運転過失致死傷	懲役2年6月以上 5年以下 (懲役・禁錮7年)	3名	2名	普通貨物自動車を運転して進行中、疲労等のため眠気を催し、前方注視が困難な状態になったにもかかわらず、直ちに運転を中止せず、時速約50キロメートルで運転を継続し、仮睡状態に陥り、自車を対向車線に進出させ、対向車線を進行してきた普通乗用自動車に自車を衝突させた

(注1) 本資料は、法務省刑事局調査による。

(注2) 事例はいずれも自動車運転過失致死傷罪を創設した「刑法の一部を改正する法律」の施行日(平成19年6月12日)以降に発生した事案で、量刑が懲役4年又は禁錮4年を超えるものを重い順に記載した。

### 道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
1	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役 8 年 (懲役10年)	2 名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して交差点を直進するに当たり、最高速度が50キロメートル毎時と指定されていたにもかかわらず、赤色の灯火信号を看過して時速約90キロメートルで交差点内に進入し、左方道路から交差点内に進行してきた普通乗用自動車に自車を衝突させた
2	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び, 不救護・不申告）	懲役 7 年 (懲役15年)	3 名	1 名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転し、前方を進行する普通乗用自動車を追い越すに当たり、最高速度が50キロメートル毎時と指定されていたにもかかわらず、前方を注視せず進路の安全を確認しないまま時速約100キロメートル以上に加速して対向車線上に進出し、対向車線上を進行してきた普通乗用自動車との衝突の危険を感じて左ハンドルを切り、追い越そうとしていた普通乗用自動車に衝突させた上、その衝撃により同車を対向車線上に進出させて対向車線上を進行してきた普通乗用自動車と激突させた ③ 不救護・不申告
3	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役 7 年 (懲役10年)	2 名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転し進行するに当たり、左方へ緩やかに湾曲する道路であったにもかかわらず、前方左右を注視せず、安全確認不十分のまま時速約140キロメートルで進行し、自車を進路から逸走させる危険を感じて左転把するとともに急制動の措置を講じ、道路左側ガードレールに接触させた上、中央分離帯を乗り越えて対向車線に進出させ、対向進行してきた普通乗用自動車に衝突させた
4	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役 6 年 6 月 (懲役10年)	1 名	1 名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して時速約90キロメートルで進行中、交差点を左折するに当たり、法令で定める最高速度が60キロメートル毎時で、降雨により路面が湿潤して滑走し易い状態にあるにもかかわらず、時速約80キロメートルに減速したのみで、不用意にハンドルを左急転把するとともに不用意にブレーキペダルを踏み込んで、自車を左斜め前方に滑走させて路外の駐車場に逸走させ、駐車場内に設置されていた鉄板製案内看板2枚に衝突・落下させ、歩道上を歩行中の被害者2名に衝突させてその下敷きにさせるなどした
5	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役 5 年 6 月 ※（懲役20年）	1 名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が50キロメートル毎時と指定された左方に湾曲する道路であったにもかかわらず、時速約140キロメートルないし150キロメートルで進行し、不用意にハンドル・ブレーキを操作し、自車を滑走させてハンドル操作の自由を失わせ、中央分離帯を乗り越えて対向車線に進出させた上、歩道上に乗り上げ、歩道上を歩行中の被害者に自車を衝突させた

## 道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
6	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役5年 (懲役10年)	1名	2名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転し駐車場内に駐車するため後退した際、後輪が車止めを乗り越えて後方に設置された看板の支柱に衝突したことから、車止めを乗り越えて発進・進行するに当たり、不用意にアクセルペダルを強く踏み込んで急発進させ、停止させるためブレーキペダルを踏む際、誤ってアクセルペダルを踏んだことに気付かず、自車を時速約40ないし50キロメートルに加速させたまま進行させ、駐車場付近道路を横切って飲食店に突入させ、飲食中の被害者3名に衝突させるなどした
7	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び、不救護・不申告）	懲役5年 (懲役15年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が40キロメートル毎時と指定され、左方に緩く湾曲する道路であったにもかかわらず、前方左右を注視しないで、ハンドル及びブレーキを的確に操作することなく時速約55キロメートルないし75キロメートルで進行し、自車を対向車線に進出させ、対向から進行してきた普通乗用自動車に衝突させた ③ 不救護・不申告
8	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役5年 (懲役10年)	1名	1名	① 酒気帯び運転 ② 中型貨物自動車を運転し、高速道路を進行して車線変更するに当たり、カーナビゲーションを脇見し、前方を注視せず、進路の安全確認をしないまま時速約70ないし80キロメートルで車線変更しつつ進行し、進路前方に停止中の普通乗用自動車及び大型貨物自動車に玉突き衝突させた
9	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役5年 (懲役10年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通貨物自動車を運転して時速約60キロメートルで進行するに当たり、運転開始前に飲んだ酒の影響により眠気を催し、前方注視及び運転操作が困難な状態にあったにもかかわらず、直ちに運転を中止することなく、前記速度で運転を継続し、仮睡状態に陥って自車を対向車線に進行させ、対向進行してきた大型自動二輪車に衝突させた
10	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒酔い、不救護・不申告）	懲役5年 (懲役15年)	1名	－	① 酒酔い運転 ② 中型貨物自動車を運転して時速約50キロメートルで進行中、運転開始前に飲んだ酒の影響により眠気を覚え、前方注視が困難な状態に陥ったにもかかわらず、直ちに運転を中止せず、前記状態のまま前記速度で進行し、仮眠状態に陥り、自車を道路左側に斜行させ、道路左側端を対向進行してきた自転車に衝突させた ③ 不救護・不申告

### 道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
11	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（無免許運転，不救護・不申告）	懲役5年 (懲役15年)	1名	－	① 無免許運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり，最高速度が50キロメートル毎時と指定されていた上，夜間で見通しが悪かったにもかかわらず，進路の安全確認不十分のまま時速約60キロメートルで進行し，進路前方道路左側を歩いていた被害者に衝突させた ③ 不救護・不申告
12	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役5年 (懲役10年)	1名	1名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり，最高速度が50キロメートル毎時と指定されていたにもかかわらず，カーナビゲーションにある時計に脇見して前方左右を注視せず，時速約80ないし90キロメートルで進行し，対面信号機が赤色灯火の表示であることを認めたものの，わずかに減速したのみで交差点に進入し，左方道路から青色信号に従って進行してきた普通乗用自動車に衝突させた
13	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役5年 (懲役10年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通貨物自動車を運転して対向車線に進出して進行したため，自車線に戻るべく左に進路変更して進行するに当たり，ハンドルを的確に操作せず，左に転把して自車を進路左側歩道上に逸走させ，歩道上に立っていた被害者に衝突させた
14	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役5年 (懲役15年)	1名	－	① 普通乗用自動車を運転して時速約60キロメートルで進行中，右側車線に進出して先行車両を追い越した後，左側車線に向かうに当たり，前方左右を十分注視せず，左側車線上の安全確認不十分のまま前記速度で進行し，左側車線上を同方向に進行中の自転車に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
15	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（過労運転等の禁止）	懲役5年 (懲役10年)	2名	4名	① 過労運転 ② 事業用大型貨物自動車を運転して高速道路を進行中，睡眠不足と前夜以来の運転等による過労により眠気を覚え，前方注視が困難になったにもかかわらず，直ちに運転を中止せず，時速70ないし80キロメートルで進行中に一時仮睡状態に陥り，その後，覚醒したものの，渋滞で停止していた普通乗用自動車等5台に玉突き衝突させるなどした
16	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役4年10月 (懲役10年)	1名	4名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり，前方左右を注視せず，進路の安全確認不十分のまま時速約55ないし65キロメートルで進行し，進路前方の駐車車両を認めて右転把し，自車を道路右側部分に進出させ，対向進行してきた普通乗用自動車に衝突させた

追加事例

道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
追加事例	17 自動車運転過失致死 + 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が30キロメートル毎時と指定されていたにもかかわらず、遠方の信号機や交差点に気を取られ、前方左右を注視することなく、進路の安全確認不十分のまま、時速約50ないし60キロメートルで進行し、進路前方を同方向に進行中の自転車に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
	18 自動車運転過失致死 + 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 普通貨物自動車を運転して時速30ないし40キロメートルで進行するに当たり、左方に湾曲する前方の見通しが困難な道路であったにもかかわらず、前方左右を注視せず、進路の安全を確認しないまま前記速度で湾曲部分を大回りして通過するためあえて道路右側部分に進出して進行し、対向進行してきた自転車に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
	19 自動車運転過失致死 + 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役4年6月 (懲役10年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して交差点を直進するに当たり、交差点出口には横断歩道が設けられていたにもかかわらず、前方左右を注視せず、横断歩道を横断する歩行者の有無及びその安全を確認しないまま時速約60キロメートルで進行し、横断歩道上を横断歩行中の被害者に自車を衝突させた
	20 自動車運転過失致死 + 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役4年6月 ※（懲役20年）	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が50キロメートル毎時と指定されていたにもかかわらず、助手席の同乗者の方を脇見して、前方左右を注視せず、進路の安全を確認しないまま時速約100キロメートルで進行し、進路前方を自車と同方向に進行していた原動機付自転車に自車を衝突させた
	21 自動車運転過失致死傷 + 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役4年6月 (懲役10年)	1名	1名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して交差点を直進するに当たり、最高速度が時速50キロメートルと指定されていた上、交差点内の進路上で片側通行の規制による道路工事が行われていたにもかかわらず、進路の安全確認不十分のまま、ハンドルやブレーキを的確に操作せず、時速約80キロメートルで進行したため、自車の進路前方に設置されていた工事用照明器具及びその傍らに立っていた工事作業員に自車を衝突させた上、自車又は同工事作業員の身体を別の工事作業員にも衝突させた
	22 自動車運転過失致死 + 道路交通法違反（不救護・不申告, 速度超過）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が40キロメートル毎時と指定された道路であったにもかかわらず、時速約100キロメートルの速度で進行し、前方の丁字路交差点内に右方道路から右折進行してきた原動機付自転車に自車を衝突させた ② 不救護・不申告 ③ ①・②とは別の機会の速度超過

### 道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
23	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び, 不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通貨物自動車を運転して時速約45キロメートルで進行中、進路前方に停止中の路線バスを認め、対向車線に進出して同バスの右側方を進行するに当たり、対向車両の有無に留意せず、進路の安全を確認することなく前記速度で対向車線に進出して進行し、対向車線右側端を進行してきた自転車に自車を衝突させた ③ 不救護・不申告
24	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び, 不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用車を運転して進行中、眠気を覚え、前方注視が困難な状態になったにもかかわらず、直ちに運転を中止することなく運転を継続し、緩やかに右に湾曲する道路を時速約90キロメートルで進行中、仮睡状態に陥り、自車を左前方に進出させ、自車と同方向へ進行中の原動機付自転車に衝突させた ③ 不救護・不申告
25	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒酔い）	懲役4年6月 (懲役10年6月)	1名	－	① 酒酔い運転 ② 普通貨物自動車を運転して進行するに当たり、ライターを取り出すため脇見をし、前方注視を欠いたまま時速約50キロメートルで進行し、自車を対向車線に進入させ、対向進行してきた原動機付自転車に衝突させた
26	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	1名	① 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、前方左右を注視せず、進路の安全を確認しないで進行し、道路進行方向左側に立っていた被害者2名に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
27	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（無免許, 不救護・不申告, 無免許運転教唆）	懲役4年6月 ※（懲役30年）	1名	－	① 無免許運転 ② 普通乗用自動車を運転して交差点を進行するに当たり、信号機が赤色の灯火を表示しているのを見落としたまま時速約70キロメートルで交差点に進入し、交差点出口に設置された横断歩道上を青信号に基づいて横断歩行中の被害者に自車を衝突させた ③ 不救護・不申告 ④ ①ないし③とは別の機会に、無免許運転行為を教唆
28	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒酔い, 不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 酒酔い運転 ② 普通乗用自動車（軽自動車）を運転して時速約60キロメートルで進行中、運転開始前に飲んだ酒の酔いのためハンドル等の運転操作が困難な状態になったにもかかわらず、直ちに運転を中止せず、前記状態のまま前記速度で運転を継続し、自車を道路左に斜行させ、左側歩道上に立っていた被害者に衝突させた ③ 不救護・不申告



道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
29	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 普通貨物自動車を運転して指定最高速度である時速約40キロメートル前後の速度で進行中、前方左右を注視せず、進路の安全確認不十分のまま、前記速度で進行し、進路前方を同方向に進行中の原動機付自転車に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
30	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 普通乗用自動車を運転して進行中、睡眠不足のため眠気を覚え、前方注視が困難になったにもかかわらず、時速約40キロメートルで運転を継続し、仮睡状態に陥り、自車を道路右側部分に逸走させ、同道路右側部分を歩行していた又は立っていた被害者に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
31	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（無免許、不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	1名	① 無免許運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、携帯電話を操作しようとした脇見をし、ハンドル・ブレーキを的確に操作しないで時速約60キロメートルで進行し、自車を対向車線に進出させ、対向直進してきた普通乗用自動車に自車を衝突させた ③ 不救護・不申告
32	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（不救護・不申告）	懲役4年6月 (懲役15年)	1名	－	① 普通乗用自動車を運転して交差点を左折進行するに当たり、車道の左側端に寄らず、歩道の縁石との間に通行余地を残した位置から、左後方から進行してくる車両の有無及びその安全確認不十分のまま時速約15キロメートルで左折進行し、左後方から進行してきた普通自動車二輪車に衝突させた ② 不救護・不申告
33	自動車運転過失致死傷 ＋ 道路交通法違反（酒気帯び）	懲役4年6月 (懲役10年)	1名	2名	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、最高速度が40キロメートル毎時と指定されていた上、左方に湾曲する道路であったにもかかわらず、前方左右を注視せず、ハンドル及びブレーキを的確に操作しないで進路を適正に保持しないまま時速約82ないし100キロメートルで進行し、自車を道路右側部分に進出させ、対向して進行してきた普通乗用自動車に自車を衝突させた

## 道路交通法違反を伴った自動車運転過失致死傷事犯

	罪名	判決 (処断刑の上限)	死傷者		事案の概要
			死者	負傷者	
34	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気 帯び運転）	懲役4年6月 (懲役10年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 原動機付自転車を運転して交差点を時速約60キロメートルで直進するに当たり、信号機の表示に留意せず前記速度で進行し、交差点入口に設けられた停止線手前で赤色信号表示を認めたが、停止できずに前記速度で交差点内に進入し、左方道路から青色信号に従って進行してきた自転車に衝突させた
35	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（酒気 帯び、不救護・不申告）	懲役4年4月 (懲役15年)	1名	－	① 酒気帯び運転 ② 普通乗用自動車を運転し進行するに当たり、前方左右を十分注視せず、進路の安全確認が不十分のまま、時速約60キロメートルで進行し、進路前方を同方向に進行中の原動機付自転車に衝突させた ③ 不救護・不申告
36	自動車運転過失致死 ＋ 道路交通法違反（不救 護・不申告）	懲役4年4月 (懲役15年)	1名	－	① 普通乗用自動車を運転して進行するに当たり、前方左右を注視せず、進路の安全確認不十分のまま時速約40キロメートルで進行し、進路左前方で同一方向に歩いていたあるいは立っていた被害者に自車を衝突させた ② 不救護・不申告
37	自動車運転過失傷害 ＋ 道路交通法違反（無免 許、不救護・不申告）	懲役3年以上 5年以下 (懲役15年)	－	1名	① 無免許運転 ② 普通乗用自動車を運転して交差点を右折進行するに当たり、対面信号機が赤色の灯火と左折及び直進の矢印信号を表示していることに気付かないまま、時速約30キロメートルで右折進行し、直進の矢印信号に従って対向して直進してきた普通自動二輪車に自車を衝突させた ③ 不救護・不申告

(注1) 本資料は、法務省刑事局調査による。

(注2) 事例はいずれも自動車運転過失致死傷罪を創設した「刑法の一部を改正する法律」の施行日（平成19年6月12日）以降に発生した事案で、量刑が懲役4年又は禁錮4年を超えるものを重い順に記載した。

(注3) 処断刑の上限欄に※を付したものは、累犯加重事由があるものである。